

(11) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成27年1月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する鳥取県営住宅の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金115,128円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成27年1月1日

(2) 事故発生場所

鳥取市源太18番地2

県営住宅美穂第1団地内

(3) 事故の状況

県営住宅美穂第1団地において、屋根瓦のずれにより雨漏りが発生し、居住している
和解の相手方所有のテレビが破損したものである。